県南広域振興局長告示第101号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟 具使用禁止区域を指定した。

令和5年10月27日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1(1) 名称 鉛温泉スキー場特定猟具使用禁止区域
 - (2) 区域 花巻市地内の鉛温泉スキー場用地一円の区域
 - (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
 - (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2(1) 名称 花巻市胡四王山特定猟具使用禁止区域
 - (2) 区域 花巻市地内の国道283号と高松川左岸との交点を起点とし、起点から国道283号を西に進み市道安野・槻ノ木線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに北西に進み市道槻ノ木西中央線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道槻ノ木・小林線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み JR釜石線との交点に至り、同点からJR釜石線に沿って東に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み幸田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み高松川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
 - (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
 - (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3(1) 名称 花巻市大迫特定猟具使用禁止区域
 - (2) 区域 花巻市大迫町地内の国道396号と市道野田中央2号幹線との交点を起点とし、起点から国道396号を南東に進み市道 大迫1号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道熊の上線との交点に至り、同点から同市道を北に進み農地と民有 林1023林班の境界との交点に至り、同点から同市道を南東に進み県道盛岡大迫東和線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み 道鳥長根幹線との交点に至り、同点から同国道を南東に進み県道盛岡大迫東和線との交点に至り、同点から同県道を南西に進 み国道396号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み農地と民有林1115林班の境界との交点に至り、同点から同境界を 南東に進み市道下中居21号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道堅沢線との交点に至り、同点から同市道を西に 進み国道396号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道仲町西部線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み 市道向山根線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに北西に進み農地と民有林1025林班、1165林班及び大迫県行 造林1025林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み市道向山根線との交点に至り、同点から同市道を北西に進 み市道亀ヶ森1号線との交点に至り、同点から同境界を北西に進み県道羽黒堂二枚橋線との交点に至り、同点から同県道を南西 に進み民有林1011林班と農地の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林1011林班と民有林1007林班の境界との 交点に至り、同点から同境界を北に進み県道石鳥谷大迫線との交点に至り、同点から同県道を東に進み市道上の山中央2号線 との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道赤井森線との交点に至り、同点から同市道を北京進み市道野田中央2号幹 線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
 - (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
 - (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4(1) 名称 花巻市内川目特定猟具使用禁止区域
 - (2) 区域 花巻市大迫町地内の市道黒沢矢柄線と林道向村線との交点を起点とし、起点から市道黒沢矢柄線を南東に進み市道 田面木線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道向村5号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み農地と 民有林1039林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み農地と民有林1081林班の境界との交点に至り、同点から同 境界を南東に進み農地と民有林1082林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道小又川1号線との交点に至 り、同点から同市道を南東に進み小又川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み農地と民有林1105林班の境界と

の交点に至り、同点から同境界を南に進み小付内川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み稗貫川左岸との交点 に至り、同点から同川左岸を下流に進み黒沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み林道向村線との交点に至 り、同点から同林道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

- (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5(1) 名称 北上市上鬼柳特定猟具使用禁止区域
 - (2) 区域 北上市内の市道第1063095号線と農道宿坂線との交点を起点とし、起点から市道第1063095号線を南西に進み市道第 1063024号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み北上市法定外道路との交点に至り、同点から同法定外道路を北東に進み北上市上鬼柳と北上市鬼柳町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道第1063023号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み農道宿坂線との交点に至り、同点から同農道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
 - (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
 - (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 6(1) 名称 奥州市前沢白鳥下・衣川日向特定猟具使用禁止区域
 - (2) 区域 奥州市地内の国道4号と市道新城6号線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み町道愛宕線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み市道瀬原東線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み東道花巻平泉線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み市道徳沢噌味1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道本城寺坂徳沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み県道新城馬口沢線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み市道沖田線との交点に至り、同点から同東道を南に進み市道沖田線との交点に至り、同点から同川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を南東に進みさらに東に進み市道福養線との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み自鳥川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み同川右岸と市道照井舘漆野線を東に進んだ同川右岸までの延長線との交点に至り、同点から同延長線を西に進み同川右岸と市道照井舘漆野線を東に進んだ同川右岸までの延長線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道新城6号線との交点に至り、同市道を西に進みさらに北西に進み市道小沢口新城線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道新城6号線との交点に至り、同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
 - (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
 - (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器